

第4回市議会定例会を、12月7日木曜日に開会するため、本日招集告示をさせていただきました。

今議会に提出を予定している案件は、

●報告として、

議会提出事件の「決算審査特別委員会審査結果報告」が2件、市長提出事件の専決処分が2件、の計4件でございます。

●陳情として、

「議会からの提出案件」の1件、

●議案として、

「補正予算」が4件、「条例案件」が5件、

「指定管理者の指定」が13件の、計22件、

●諮問として、

「人権擁護委員候補者の推薦」の1件を予定しております。

以上、報告、陳情、議案、諮問を合わせまして、合計28件でございます。

案件の詳細につきましては、担当部長から説明させていただきます。

【総務部長】

第4回市議会定例会提出予定案件につきまして、御説明いたします。

それでは、「報告」から御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

報告3の「専決処分について」は、市営住宅の明渡しに係る訴えの提起について、11月15日付け専決処分により、札幌地方裁判所（苫小牧支部）に行

うため、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、市営住宅の入居者２人に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払を求めるものでございます。

報告４の「専決処分について」は、物損事故に係る損害賠償の額を、１１月８日付け専決処分により、建物の所有者に対し４２，９００円、居住者に対し７，３９０円と決定し、和解しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

この事故は、令和５年９月９日、汐見町３丁目５９番の共同住宅における救助活動中、誤って隣室の窓ガラス等を損傷したものでございます。

なお、この事故の賠償金につきましては、市が加入している保険会社から直接相手方に既に支払われたことから、予算措置はございません。

次に、「議案」について御説明申し上げます。

７ページを御覧ください。

議案１から議案４までの、「令和５年度苫小牧市各会計補正予算について」は、後ほど財政部長から説明いたします。

８ページを御覧ください。

議案５の「苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員に支給する期末手当を引き上げるとともに、一般職の職員の給料月額改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げを行う等のため、関係規定を整備するものでございます。

主な改正内容でございますが、(１)は特別職の職員の期末手当の支給割合の引上げを行うものでございます。

続きまして、９ページになりますが、(２)は一般職の職員の給料月額改定を、(３)は一般職の職員の期末手当の支給割合の引上げを、(４)は一般職の職員

の勤勉手当の支給割合の引上げ をそれぞれ行うものでございます。

続きまして、１０ページになりますが、(5)は在宅勤務等手当を新設するものであり、(6)は会計年度任用職員に対する勤勉手当を新設するものでございます。

１１ページを御覧ください。

議案６の「苫小牧市こども・子育て応援基金条例の制定について」は、本市が実施するこども・子育て施策の推進に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものでございます。

１２ページを御覧ください。

議案７の「苫小牧市税条例の一部改正について」は、地方税法の改正に伴い国民健康保険の被保険者が出産する場合等における国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額するとともに、国民健康保険税の税額及び課税限度額を変更するため、関係規定を整備するものでございます。

主な改正内容でございますが、(1)は国民健康保険の被保険者が出産する場合における産前産後期間の所得割額及び均等割額の軽減を、(2)は国民健康保険税の所得割額の率、均等割額、平等割額の変更を行うものでございます。

続きまして、１３ページになりますが、(3)は国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うものでございます。

１４ページを御覧ください。

議案８の「苫小牧市テクノセンター条例の一部改正について」は、機器の更新に伴い、使用料及び手数料の額を改定するため、関係規定を整備するものでございます。

１５ページを御覧ください。

議案９の「苫小牧市火災予防条例の一部改正について」は、国が定める蓄電

池設備の位置、構造及び管理に関する基準等が見直されたことに伴い、条例で定める当該設備に係る基準を改正する等のため、関係規定を整備するものでございます。

16ページを御覧ください。

議案10から議案22の「指定管理者の指定について」は、本市の公の施設を管理する指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものであり、指定をする施設は、市民活動センター ほか 12件でございます。

次に、「諮問」について御説明申し上げます。

17ページを御覧ください。

諮問1の「人権擁護委員候補者の推薦について」は、人権擁護委員の 岡田 秀樹（オカダ ヒデキ） 委員 、 二階堂 久美子（ニカイドウ クミコ） 委員 、 三隅 雅彦（ミスミ マサヒコ） 委員 、 佐藤 守（サトウ マモル） 委員 及び 齊藤 裕子（サイトウ ユウコ） 委員 が、令和6年3月31日をもって任期満了となるため、その後任者を推薦するものでございます。

18ページを御覧ください。

＜未定案件＞を記載しております。

議案(1)の「令和5年度苫小牧市一般会計補正予算（第7回）について」は、国会で審議されている重点支援交付金を活用した住民税非課税世帯追加支援金給付事業などに係るものであり、国からの通知が発出され次第、提案を予定しております。

議案(2)の「動産の取得について」は、予定価格が2千万円以上のため、議会の議決を求めるものでございます。

小中学校用移動式クーラーの取得を予定しており、12月5日入札、7日仮契約を予定しております。

以上で、簡単ではございますが、私からの説明を終わらせていただきます。

【財務部長】

資料の令和５年度 第４回市議会定例会 補正予算（案）概要をお願いします。

２ページから５ページの総括表をお願いします。

今回の補正は、一般会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、水道事業会計の４会計でございます。

一般会計の補正額は、２ページの歳入、３ページの歳出、ともに、
２億１，８６３万４千円の増額補正でございます。

次に、特別会計の補正額は、４ページの歳入、５ページの歳出、ともに
１，２６１万２千円の増額補正で、一般会計と合わせた補正の総額は、
２億３，１２４万６千円でございます。

内容につきまして、一般会計から説明させていただきます。

６ページをお願いいたします。

第２款『総務費』、１番「苦小牧市民文化ホール整備運営事業費」は、建設地の地中で発見された障害物の撤去工事に要した費用でございます。

２番「防災備蓄品整備事業費」は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、災害発生時に避難所等で使用する備蓄品を整備するものでございます。

第３款『民生費』、３番「こども・子育て応援基金積立金」は、新たに設置する同基金へ指定寄附金４件を積み立てるほか、総合戦略基金及び福祉ふれあい基金に積み立ててあった、こども・子育て関係の事業に活用するための寄附金を繰入れるものでございます。

４番「教育・保育施設等環境整備補助事業費」は、指定寄附金１件を事業の一部に活用するものでございます。

７ページをお願いいたします。

第４款『環境衛生費』、５番「先進不妊治療助成事業費」は、道補助金を活用し、先進不妊治療に係る助成を行うものでございます。

６番「夜間・休日急病センター整備費補助金」は、指定管理者に対して、老

朽化した給水配管の取替費用を補助するものでございます。

7 番「夜間・休日急病センター医療機器整備事業費」は、再編関連訓練移転等交付金を活用し、夜間・休日急病センターの臨床化学分析装置等の備品を整備するものでございます。

第 5 款『労働費』、8 番「緊急雇用対策事業費」は、道路清掃や雪氷除去業務などの雇用対策事業を実施するものでございます。

第 6 款『農水産業費』、9 番「農業用排水路修繕事業費」は、錦多峰明渠排水路の法面^{のりめん}損傷に伴い補修を行うものでございます。

8 ページをお願いいたします。

第 8 款『土木費』、10 番「緑化推進基金積立金」は、指定寄附金 1 件などを基金へ積み立てるものでございます。

第 10 款『教育費』、11 番「社会教育施設整備費」は、故障した中央図書館の昇降機の修繕を行うものでございます。

第 12 款『諸支出金』、12 番「介護保険事業会計繰出金」は、制度改革に伴うシステム改修費への繰出金でございます。

13 番「財政調整基金積立金」は、指定寄附金 2 件を基金へ積み立てるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

「債務負担行為補正」でございますが、「ふるさと納税普及事業」は、寄附の受付及び返礼品の発送等の業務を委託するものでございます。

『各施設指定管理費』は、「まちなか交流センター」ほか 21 施設について、令和 6 年度からの指定管理費を追加するものでございます。

一般会計の説明は以上でございしますが、資料の 17 ページ以降に、事業の概要等を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、14 ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の第 1 款『総務費』、1 番「総合行政システム改修事業費」は、国民健康保険制度改革に伴うシステム改修費でございます。

15 ページをお願いいたします。

介護保険事業特別会計の第 1 款『総務費』、1 番「総合行政システム改修事

業費」は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費でございます。

第2款『保険給付費』、2番「居宅介護サービス給付費」は、基金繰入に伴う財源更正でございます。

第4款『保険福祉事業費』、3番「生活支援サービス事業費」は、実施団体の増加に伴い、補助金を増額するものでございます。

第6款『諸支出金』、4番「償還金及び還付加算金」は、介護給付費財政調整交付金の算定誤りによる返還金でございます。

16ページをお願いいたします。

水道事業会計の債務負担行為補正で、上下水道料金システム改修業務は、コンビニ収納代行業務委託事業者の変更に対応するため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明を終わらせていただきます。

【副市長口述】

案件の説明は以上でございます。皆さんからの質問があればお受けいたします。